

タイトル	職員の懲戒処分について
いつ 実施日時・工期	令和7年9月25日（木）
だれが 主催者・関係者	和光市教育委員会
なにを 事業内容など	職員1名の懲戒処分を行いました。
なぜ 目的・理由	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当するため
どうした 経緯・経過	被処分者：教育委員会事務局の一般職員1名 処分内容：停職、1月間 経緯等：当該職員は、正当な理由なく、令和7年5月28日（水曜日）午前11時45分頃、和光市長が看守する市庁舎議会棟3階の女子トイレ内に、その出入口から侵入した。この行為は、公務員の信用を失墜させる行為及び全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であることから、懲戒処分となる非違行為に該当する。
その他	
問い合わせ先 担当課	課名 教育総務課 氏名 課長 大塚 欣也 電話 048-464-1111（内線2417）